

令和5年第4回定例会

## 民生環境常任委員会会議概要

委員長 赤平 勇人

副委員長 工藤 夕介

**1 開催日時** 令和5年12月13日（水曜日）午後0時6分～午後0時26分

**2 開催場所** 第1・2委員会室

**3 審査案件**

(1) 議案第129号 青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(2) 議案第142号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市一般廃棄物最終処分場）

**4 報告事項**

(1) 令和5年度青森市地域密着型サービス事業者の公募について

(2) 第1回青森市統合新病院整備場所等検討会議における意見聴取について

**○出席委員**

委員長	赤平勇人	委員	関貴光
副委員長	工藤夕介	委員	中村美津緒
委員	山田千里	委員	小豆畑 緑
委員	竹山美虎	委員	木戸喜美男

**○欠席委員**

なし

**○説明のため出席した者の職氏名**

環境部長	佐々木 浩 文	市民病院事務局次長	今 国 弘
福祉部長	岸 田 耕 司	市民病院事務局次長	遠 嶋 祥 剛
保健部長	千 葉 康 伸	福祉政策課長	松 島 豊
市民病院事務局長	奈 良 英 文	市民病院事務局総務課長	阿 部 崇
環境部次長	泉 宏 明	関係課長等	
福祉部次長	大久保 綾 子		

**○事務局出席職員氏名**

議事調査課主査	北 山 賢 臣	議事調査課主幹	風 晴 英 樹
議事調査課主査	笹 田 貴 子		

**○赤平勇人委員長** ただいまから、民生環境常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の案件に入ります。

今期定例会において本委員会に付託されました議案2件について、ただいまから審査いたします。

初めに、議案第129号「青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。福祉部長。

**○岸田耕司福祉部長** 議案第129号「青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

お手元の議案第129号関係資料1を御覧ください。

初めに、「1 制定理由」ですが、令和5年9月16日に「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」が一部改正されたことに伴い、青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、所要の改正をしようとするものです。

次に、「2 改正内容」ですが、改正内容は(1)・(2)の2点になります。

(1)は、引用する法律の項ずれに係る改正です。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」、いわゆる認定こども園法が一部改正され、指定都市または中核市の長が認定こども園の認定をした場合における都道府県知事への当該認定に係る申請書の写しの送付について規定する同法第3条第10項が削除されました。これに伴って、公立の幼稚園等のうち認定こども園の認定基準を満たす施設の公示について規定している同法同条第11項が第10項に繰上げになりました。

これに伴い、同法を引用する内閣府令「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」についても、同法の項ずれに伴う改正がありました。この内閣府令の一部改正に伴い、本市の条例において引用している項について、改正をするものです。

(2)のその他です。

その他所要の改正としては、これも、内閣府令の改正に基づき、保育認定を受けた満3歳以上の子どもが幼稚園を利用する特別利用教育に係る読替規定の追加をするものです。

いずれの改正につきましても、条例の内容に実質的な変更はありません。

次に、「3 施行期日」ですが、本条例は、公布の日から施行するものとしております。

続きまして、改正内容について、新旧対照表を用いて御説明いたします。

議案第129号関係資料2の新旧対照表を御覧ください。

第15条第1項第2号では、「同条第十一項」を「同条第十項」に改めます。これは、認定こども園法の改正により、同法第3条第10項が削除され、第11項が第10項に繰上げとなったことに伴う改正です。

第36条第3項では、「第六条第二項中」の次に、「『特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）』とあるのは『特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）』と、」を加えます。これは、内閣府令の項の紛れ、曖昧さをなくすための改正に伴って改正するもので、特別利用教育に係る読替規定の追加をするものです。

2ページを御覧ください。

同条同項中、「教育・保育給付認定子どもの総数』と、」を「教育・保育給付認定子どもの総数』と、『同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数』とあるのは『同条第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数』と、」に改めます。こちらにつきましても、内閣府令の項の紛れ、曖昧さをなくすための改正に従い、特別利用教育に係る読替規定の追加をするものです。

新旧対照表上の御説明は以上でございます。

以上、議案第129号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

**○赤平勇人委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○赤平勇人委員長** 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○赤平勇人委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第129号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第142号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市一般廃棄物最終処分場）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。環境部長。

**○佐々木浩文環境部長** 議案第142号「公の施設の指定管理者の指定について」御説明いたします。

お手元の配付資料「青森市指定管理者選定評価委員会審査結果」を御覧ください。

まず、対象施設につきましては、青森市一般廃棄物最終処分場であります。

選定方法につきましては、表に記載のとおり、選定基準と配点のとおりとしておりまして、合計で155点を満点とした採点方式により、選定を行っております。

2 ページ目を御覧ください。

「(2) 個別項目採点基準」につきましては、2 ページから 3 ページにかけての記載のとおりとなっております。青森市指定管理者選定評価委員会において、審査したところでもあります。

応募団体名につきましては、西田・志田内海共同企業体の 1 者だけでありました。なお、同団体は、現在の指定管理者となっているところでもあります。

4 ページ目を御覧ください。

審査結果につきましては、表の記載のとおりとなっております。応募団体の得点の合計は116.44点となっております。

なお、表の一番右の摘要欄につきましては、応募団体からの主な提案内容など、評価のポイントを記載しておりますので、御参照ください。

続きまして、5 ページ目を御覧ください。

当該施設の指定管理者候補者につきましては、この審査結果に基づき、西田・志田内海共同企業体を選定したところでもあります。

選定理由といたしましては、記載のとおり、応募資格を満たしていること、最低基準点以上の点数を獲得していることから、同団体が令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間、指定管理者候補者として選定されたところでもあります。

以上、議案第142号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

**○赤平勇人委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○赤平勇人委員長** 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○赤平勇人委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第142号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

( 審 査 終 了 )

**○赤平勇人委員長** 次に、報告事項に入ります。

初めに、「令和 5 年度青森市地域密着型サービス事業者の公募について」報告を求めます。福祉部長。

**○岸田耕司福祉部長** 令和5年度青森市地域密着型サービス事業者の公募について御説明申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

「1 目的」です。

公募の目的ですが、青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第8期計画に基づき、地域密着型サービスの指定予定事業者を選定することを目的に公募を行ったものです。

「2 公募の結果」です。

本年6月1日から8月31日まで公募を行いました。応募はありませんでした。

応募がなかったことについて、複数の事業者に理由をお聞きしたところ、人材の確保が困難であることや物価高騰の影響等が挙げられたところです。

「3 施設整備意向の照会」です。

公募期間は過ぎたのですが、令和5年11月に青森県から、今般の物価高騰に対応するため、令和5年度の施設整備補助金を増額する旨、情報提供があったことから、その旨を介護サービス事業者にお知らせし、再度、令和6年度に施設整備を行う意向があるかどうか、もし、意向があれば、公募期間を延ばすことも企図し、確認をしました。結果として、施設整備の意向がある旨、回答した事業者がなく、今年度の公募を終了したところです。

なお、次ページに参考として、増額後の補助金の額を記載しておりますので、後ほど御覧ください。

「4 今後の対応」についてですが、今年度中に策定する第9期計画において、整備予定数を検討し、地域密着型サービスの計画的な整備を進めてまいります。

説明は以上でございます。

**○赤平勇人委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○赤平勇人委員長** 皆さん、なければ、私から、幾つかお聞きしたいと思いますけれども、県の補助金が増額されたということで、参考資料が載っていますけれども、この増額された額の根拠というか、どういう——まあ、恐らく物価高騰だとは思いますが、何というんだろう、どういう根拠で、こうした額に増額となったのか、もし分かればお示してください。

〔岸田耕司福祉部長「はい」と呼ぶ〕

**○赤平勇人委員長** 福祉部長。

**○岸田耕司福祉部長** 増額の根拠ですが、私どもは、物価高騰で、資材とかの高騰でということしかお聞きしておりません。すみません。

以上でございます。

**○赤平勇人委員長** それから、もう1つなんですけれども、応募がなかった背景として、人材確保が困難、物価高騰の影響と。これは、やはり介護報酬の引上げとい

うのを国で抜本的に行わなければ解決していかない問題だとは思いますが、市として、国に対して、その部分というのは、何か、要望とか、働きかけというのは行っているのでしょうか。

〔岸田耕司福祉部長「はい」と呼ぶ〕

**○赤平勇人委員長** 福祉部長。

**○岸田耕司福祉部長** 令和5年6月30日に、全国市長会から、全国会議員及び関係府省等に対し、介護サービスの基盤整備等として、介護保険事業計画等に基づくサービス提供の円滑な実施のため、介護施設の整備や改修についての財政支援等の支援策を講じていただきたい旨等は要望しております。

**○赤平勇人委員長** ぜひ、やっぱり、この問題が解決されないと、なかなか手を挙げたくても挙げられないという状況があると思うので、市長会を通して、もちろんそうですし、本市独自としても、ぜひ強く、要望は、自治体から、どんどん発信していくということが必要かなというふうに思います。

最後に、一般質問では、現在、待機者が170人いるということだったんですけども、施設整備がなかなか追いつかない、なかなかうまくいっていない。この施設を整備しなければいけないという緊急性の認識というのは、市はどう考えているか。

〔岸田耕司福祉部長「はい」と呼ぶ〕

**○赤平勇人委員長** 福祉部長。

**○岸田耕司福祉部長** 介護サービスの基盤としては、特別養護老人ホームの待機者を可能な限り減らしていくというのは必要なことだと思っています。ただ、今回の部分というのは、一般質問で申し上げましたけれども、コロナ禍において、各施設は非常に苦勞なされたというのは私も聞いております、クラスターの発生等もあってですね。

それで、また、国際情勢の状況の変化によって、かなり、資材とかが高騰してきた。一方で、それが下がりつつあるときに、今、物価高騰が起こっているといったこともあるので、国でも物価高騰の単価の部分というのは——全部の補助金に当てはまりますけれども、そういったことは各省に要請しているようです、総務省でも。

ですから、我々とすれば、そういった情報を提供しながら、介護サービスの基盤の部分の整備の働きかけを可能な限りしていきたいというふうには考えております。

**○赤平勇人委員長** ほかに御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○赤平勇人委員長** なければ、質疑は、これにて終了いたします。

次に、「第1回青森市統合新病院整備場所等検討会議における意見聴取について」報告を求めます。市民病院事務局長。

**○奈良英文市民病院事務局長** 第1回青森市統合新病院整備場所等検討会議における意見聴取について御説明させていただきます。

お手元の資料を御覧ください。

「1 会議概要」ですが、去る11月20日、青森県と青森市による共同経営・統合新病院の整備に望ましい場所等について、まちづくり等の観点から御意見を頂くため、学識経験者、医療関係者等、医療を受ける立場にある者、11名の方々に御出席いただき、御意見を頂きました。

「2 有識者からの主な意見」になりますが、案件1の整備場所の検討対象地選定の考え方につきましては、「3か所の検討対象地の選定の考え方は適切であると思う。私有地については、特定の場所ではなく、市街地に近い、ある程度の範囲を持ったエリアを参考として検討に加えるべき」、また、案件2の整備場所の検討事項につきましては、「ハザードマップで分かるリスクについては、しっかり備えるというのは当たり前。トータル的に考えた場合、色々なリスクに対してコントロールされている状態が最終的にできていれば良いのではないか」などの御意見を頂きました。

会議の様子につきましては、現在、青森市公式YouTubeチャンネルで公開中ですが、本日中にホームページへ議事要旨を掲載するほか、「広報あおもり」1月15日号にも概要を掲載し、広く市民の皆様と情報共有を図っていくこととしております。

次回の検討会議につきましては、12月22日金曜日になりますが、18時から、市役所本庁舎2階庁議室において、公開で開催することとしております。また、県と市が共同で開催しております第2回共同経営・統合新病院整備に係る有識者会議につきまして、12月23日土曜日になりますが、13時から、青森県庁西棟8階大会議室において、こちらも公開で開催することとなりましたので、併せてお知らせいたします。

この両会議の開催案内につきましては、本日の午後に、会議資料につきましては、12月22日金曜日に、各議員の皆様へタブレット配信させていただく予定としております。

統合新病院整備につきましては、今後も、しっかりと検討を行い、その過程において、県・市議会へ報告し、御議論いただくとともに、市民の皆様からも御意見を頂戴した上で、丁寧に進めてまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

**○赤平勇人委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○赤平勇人委員長** 質疑はないものと認めます。

そのほか、理事者側から報告事項などありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○赤平勇人委員長** また、委員の皆さんから、御意見等ございませんか。山田委員。

**○山田千里委員** 令和5年12月29日の廃止期日が迫っている青森市合浦デイサービスセンターについて、2つ、お伺いします。



令和5年10月から、利用者の新たな受入先の調整がされていたと思うんですけども、順調に行われたかどうかの確認と青森市合浦デイサービスセンター廃止後の施設の利活用はどのようになっているのかお伺いします。

○赤平勇人委員長 福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 利用者の受入先については、ケアマネジャーが、利用者であったり、御家族であったりの希望を伺って、全ての方の調整は終わっております。

あと、施設の利活用ですが、それは、まだ、これからになります。

以上でございます。

〔山田千里委員「分かりました。ありがとうございます」と呼ぶ〕

○赤平勇人委員長 よろしいですか。

○山田千里委員 はい。

○赤平勇人委員長 ほかに御意見等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 なければ、以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。これにて、本日の委員会を閉会いたします。

( 会 議 終 了 )